

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	G-5号上屋シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区	東洋シャッター(株) 大阪支店	7,425,000	令和7年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	我孫子西住宅6～9号館昇降機設備更新工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	308,000,000	令和7年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	L号上屋防水シャッター修繕	14L:建具工事	港区	三和シャッター工業(株) 大阪支店	4,180,000	令和7年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	大阪市立大阪プールシャッター修繕	14L:建具工事	港区	三和シャッター工業(株) 大阪支店	5,170,000	令和7年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	出城西住宅(1・2号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西成区	フジテック(株) 近畿統括本部	47,520,000	令和7年7月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	中之島公園No.1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	北区	(株) 荏原製作所 大阪支社	3,080,000	令和7年7月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	令和7年度 大阪市役所本庁舎ガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店	5,544,000	令和7年7月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	毛馬住宅(6号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都島区	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	25,300,000	令和7年7月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	令和7年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	26,510,000	令和7年7月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	大阪市立住まい情報センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	116,930,000	令和7年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	令和7年度 大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕	09E:消防施設工事	福島区	ニッタン(株) 関西支社	3,960,000	令和7年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟第2電気室高圧受変電設備更新その他工事	04:電気工事	福島区	(株) 日満	410,410,000	令和7年7月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	令和7年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株) 大阪支店	73,040,000	令和7年7月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	生野区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	生野区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	13,145,220	令和7年7月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	加美巽川排水機場No.2排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	生野区	(株) 荏原製作所 大阪支社	58,300,000	令和7年7月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
16	令和7年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	60,500,000	令和7年7月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
17	日本橋住宅(4・5号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区	(株) 日立ビルシステム 関西支社	97,075,000	令和7年7月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
18	大阪市河川情報システム機能追加工事	10:電気通信工事	市内一円	坂下電工(有)	9,900,000	令和7年7月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	晴明丘公園ほか19公園遊具修繕	13D:遊具工事	阿倍野区、住吉区、住之江区、東住吉区、平野区	(株) ニシオカ	5,765,980	令和7年7月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	舞洲障がい者スポーツセンター吸収式冷暖水ユニット修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	(株) 日立ビルシステム 関西支社	77,000,000	令和7年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	井高野第2住宅(1・2・5・6号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川 住吉 都島	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	293,700,000	令和7年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	西島東住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花 平野	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	89,100,000	令和7年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	大阪市立長居プール昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	東芝エレベータ(株) 関西支社	30,085,000	令和7年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	令和7年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	荏原実業(株) 大阪支社	66,330,000	令和7年7月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
25	令和7年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株) マコト電気	2,402,400	令和7年7月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
26	浪速区役所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速区	フジテック(株) 近畿統括本部	48,950,000	令和7年7月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	令和7年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕	04:電気工事	北区	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	13,695,000	令和7年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
28	大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール外1施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉 中央	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	71,500,000	令和7年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	大阪市立クラフトパーク昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区	(株)日立ビルシステム 関西支社	45,650,000	令和7年7月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	令和7年度 柴島浄水場排水処理設備 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関 西営業部	268,730,000	令和7年7月31日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
31	令和7年度 平野下水処理場汚泥脱水 機電気設備改良工事	09B:上下水道施設 工事	平野区	東芝インフラテクノ サービス(株) 関西支 店	49,500,000	令和7年8月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	柴島浄水場下系オゾン設備改良に伴う 既設浄水管理設備その他改造工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	(株)日立製作所 関 西支社	342,100,000	令和7年8月6日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
33	令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発 電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)明電エンジニアリ ング 大阪営業所	7,920,000	令和7年8月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	令和7年度 庭窪浄水場ろ過池流量調節 弁外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	大阪市外	(株)前澤エンジニアリ ングサービス 大阪営 業所	25,960,000	令和7年8月7日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
35	令和7年度舞洲スラッジセンター脱水分 離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)マコト電気	7,548,200	令和7年8月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
36	令和7年度 庭窪浄水場排水処理設備 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	大阪市外	月島ジェイテクノメンテ サービス(株) 大阪支 社西日本営業部	146,300,000	令和7年8月14日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
37	令和7年度 大阪市役所本庁舎可変風 量制御装置(VAV)修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	新晃アトモス(株) 大 阪支社	2,453,000	令和7年8月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
38	東成区役所吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東成区	川重冷熱工業(株) 西日本支社	36,124,000	令和7年8月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
39	大阪市立天王寺スポーツセンター・真田 山プール昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	天王寺区	三菱電機ビルソリュー ションズ(株) 関西支 社	74,613,000	令和7年8月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	港区役所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	港区	三菱電機ビルソリュー ションズ(株) 関西支 社	33,000,000	令和7年8月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	令和7年度 泉尾配水場外1か所無停電 電源設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	大正区	(株)日立産機テクノ サービス 大阪事業所	35,200,000	令和7年8月21日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
42	令和7年度 庭窪浄水場オゾン設備整備 修繕	09B:上下水道施設 工事	大阪市外	東芝インフラテクノ サービス(株) 関西支 店	107,800,000	令和7年8月22日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
43	浪速消防署ほか2か所非常用発電設備修繕	04:電気工事	浪速 城東 鶴見	ヤンマーエネルギーシステム(株)	2,095,500	令和7年8月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
44	令和7年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス 関西支店	15,510,000	令和7年8月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
45	夢洲駅南東出入口床面等防滑工事(緊急)	11A:塗装工事	此花区	(株)ステップソリューション	13,282,500	令和7年8月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	
46	令和7年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	ラサ商事(株) 大阪支店	9,900,000	令和7年8月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
47	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪営業所	12,100,000	令和7年8月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
48	令和7年度 柴島浄水場凝集沈でん池機械設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	住友重機械エンバイロメント(株) 大阪支店	23,650,000	令和7年9月3日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
49	令和7年度 最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株) 大阪支店	28,380,000	令和7年9月3日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
50	城北川大川口水門No.1開閉装置修繕	09D:機械器具設置工事	都島区	阪神テクノサービス(株)	65,868,000	令和7年9月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	令和7年度 中浜流注場浄化槽汚泥用し渣分離機ほか修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	大機工業(株) 大阪営業所	4,070,000	令和7年9月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立産機テクノサービス 大阪事業所	52,800,000	令和7年9月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
53	令和7年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	4,180,000	令和7年9月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
54	大阪港咲洲トンネル避難通路用換気設備修繕	09D:機械器具設置工事	港区	(株)IHI回転機械エンジニアリング 大阪事業所	33,000,000	令和7年9月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
55	大阪港防潮扉集中監視設備補修工事	10:電気通信工事	港区 住之江区	横河ソリューションサービス(株) 関西支社	29,700,000	令和7年9月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
56	令和7年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区	(株)東芝 関西支社	559,900,000	令和7年9月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
57	道頓堀川水門マイターゲート洗浄装置修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	カナデビア(株)	6,050,000	令和7年9月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
58	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	14,960,000	令和7年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
59	豊野浄水場場内ITVカメラ修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	東芝インフラテクノ サービス(株) 関西支店	2,189,000	令和7年9月9日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
60	咲洲ペDESTリアンデッキ(ATC～緑道間)1号機外昇降機設備更新工事	09A:昇降機設置工事	住之江区	(株)日立ビルシステム 関西支社	275,000,000	令和7年9月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
61	令和7年度 豊野浄水場特別高圧受変電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	(株)明電エンジニアリ ング 大阪営業所	7,700,000	令和7年9月10日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
62	令和7年度 異配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ 関西 支店	112,200,000	令和7年9月10日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
63	旭区老人福祉センター他2施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	旭区	日本エレベーター製造 (株) 大阪営業所	39,600,000	令和7年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
64	令和7年度 大阪市役所本庁舎非常放送設備修繕	10:電気通信工事	北区	ジャトー(株)	2,563,000	令和7年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
65	大阪市立こども文化センター空調自動制御盤その他修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	ジョンソンコントロール ズ(株) 大阪支店	23,980,000	令和7年9月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
66	令和7年度 豊野浄水場外1か所酸注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	カナデビア(株)	13,948,000	令和7年9月17日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
67	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立産機テクノ サービス 大阪事業所	13,530,000	令和7年9月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
68	舞洲障がい者スポーツセンター昇降機制御盤改修工事	09A:昇降機設置工事	此花区	(株)日立ビルシステム 関西支社	35,200,000	令和7年9月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
69	建設局ATC庁舎事務室入退室管理設備修繕	04:電気工事	住之江区	パナソニックEWエン 지니어リング(株) 近 畿支店	2,948,000	令和7年9月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
70	生野区役所地下駐車場機械装置修繕	04:電気工事	生野区	日信電子サービス(株) 西日本支社	9,570,000	令和7年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
71	令和7年度 舞洲スラッジセンター各種ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株) 荏原製作所 大阪支社	5,830,000	令和7年9月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
72	令和7年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	月島ジェイアクアサービス機器(株) 西日本営業所	11,550,000	令和7年9月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
73	弁天抽水所No.2雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	中央区	(株) 日立インダストリアルプロダクツ 関西支店	880,000,000	令和7年9月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
74	国際見本市会場(インテックス大阪)管理棟非常用発電設備修繕	04:電気工事	住之江区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	54,217,900	令和7年9月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

G-5 号上屋シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕について、G-5 号上屋は、倉庫として使用料を徴収して民間企業へ貸与しており、適正な建物の維持管理が必要不可欠であるため、修繕計画に基づく定期的な点検を行った結果、経年劣化等による不良箇所が発見されたことにより、部品取替えを行うものである。

本修繕については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

随意契約理由書

1 案件名称

我孫子西住宅6～9号館昇降機設備更新工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、シンドラーエレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の更新工事を行うものである。

本昇降機は、「階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)」として、建築基準法第六十八条の十で規定している型式適合認定を受けており、建築基準法等の法令に基づく構造計算適合性判定も、昇降路建物と一体で行われている。

そのため、昇降機設備の更新にあたっては、昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図る必要がある。

本昇降機及び昇降路建物の製作・施工を行ったシンドラーエレベータ(株)は、日本オーチス・エレベータ(株)に事業譲渡していることから、日本オーチス・エレベータ(株)が本工事を施工することで既設の昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図ることができる。

以上により、日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

Ⅰ号上屋防水シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕について、Ⅰ号上屋は、倉庫として使用料を徴収して民間企業へ貸与しており、適正な建物の維持管理が必要不可欠であるため、修繕計画に基づく定期的な点検を行った結果、経年劣化等による不良箇所が発見されたことにより、部品取替えを行うものである。

本修繕については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プールシャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社 大阪支店 支店長 中谷 忠弘

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立大阪プールに設置されているシャッターについて、経年劣化により不具合が生じている部品の取替えを行い機能の回復を行うものである。

本設備は、設置後 29 年が経過し、装置を構成する制御基盤の故障により降下不良などの動作不良が生じており、当該施設利用者の安心・安全に支障をきたす可能性があるため、故障及び経年劣化した部品の取替えを行い、正常な状態に復旧する必要がある。

なお、本設備は、製造事業者各社によって各部品、部材の形状や仕様が異なるため、関連部品は製造事業者でなければ製作できず、製品の精度やノウハウ、施工要領も異なることから、三和シャッター工業株式会社でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 建築担当(電話番号 06-6476-8487)

随意契約理由書

1 案件名称

出城西住宅(1・2号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 修繕名称

中之島公園No. 1排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行うポンプは、中之島公園の梅檀木橋下に設置している排水ポンプである。

本ポンプは、橋下に溜まった雨水を強制的に排水し、浸水から市街地を守る「治水機能」を備えた排水施設であるが、ポンプが故障し、雨天時に橋下の通路が浸水しているため修繕を行うものである。

本排水ポンプは、(株)荏原製作所 が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、冷暖房するための冷温水をつくるガス吸収式冷温水機の部品が経年劣化しているので、交換を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎のガス吸収式冷温水機は、パナソニック産機システムズ(株)が製造したものであり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、パナソニック産機システムズ(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

毛馬住宅(6号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルソリューションズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルソリューションズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7834）

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 令和7年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契 約 相 手 方 東芝インフラテクノサービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備及び低圧電気設備は、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備制御運転の維持、また、計装設備並びに空調制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び低圧電気設備並びに計装設備及び空調制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した (株) 東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラテクノサービス (株) のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

令和 7 年 5 月 28 日

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立住まい情報センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ（株）の製作・施工により、大阪市立住まい情報センター 8 階～10 階のミュージアムに設置されたエスカレーター及びエレベーターの改修工事である。当該エスカレーター及びエレベーターは設置後 25 年が経過しており 2024 年 12 月末日でメーカー部品の一部が供給終了となり、故障した場合の復旧が困難な状況となっているため改修工事を行うものである。

エスカレーターはトラスのみ既存利用し、その他の機器は全て取替える改修を行い、エレベーターは三方枠、乗場扉及び敷居を既存利用し、その他の機器は全て取替えてリニア式エレベーターからロープ式エレベーターへ改修を行う。

的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、製造・施工した業者でなければ、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、既設エスカレーター及びエレベーターを製造・施工し、現に保守点検を行い現場の状況等に精通して、責任施工の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課（電話番号 06-6208-9637）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている自動火災報知設備の、部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン（株）のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟第2電気室高圧受変電設備更新その他工事

2 契約の相手方

株式会社日満

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場業務管理棟第2電気室に設置している高圧受変電設備の変圧器、遮断器、制御用継電器、計測器等各機器の取替並びに取替後の動作確認及び第1電気室の変圧器8台の製作・搬入を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知している必要があると共に、純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その純正部品や技術情報は当該設備の製造者である株式会社日満のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、同一業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和7年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本設備は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である巴工業（株）と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、昇降機設備を安全に支障なく使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が設計製作および据付を行ったものであり、生野区役所において保守点検業務を担っている。同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社にしかできない。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベータ（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号 06-6715-9625）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

加美巽川排水機場No. 2排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

加美巽川排水機場は、大雨や高潮により加美巽川から平野川分水路へ自然流下ができないとき、排水ポンプにより平野川分水路へ加美巽川の水を強制排水し、浸水から市街地を守る「治水機能」を備えた排水施設である。

本修繕は、No. 2排水ポンプのケーブル、消耗部品等が老朽化しており、機能回復を図るため、修繕を行うものである。

本機器は(株)荏原製作所 が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

6 契約事務審査会

令和6年12月度包括審議済

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場内にあるろ過池で処理されたる過水を高度浄水処理棟内の後オゾン接触池へ揚水する設備及び粒状活性炭設備の洗浄で使用する設備並びに大手前配水場の区域を給水する設備が、点検整備基準の周期を超えているため整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝は電機サービスセンター部門について、令和7年4月1日に東芝インフラテクノサービス(株)に修繕業務を移管されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラテクノサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(電話番号 06 - 6907 - 4473)

随意契約理由書

1 案件名称

日本橋住宅(4・5号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7834）

随意契約理由書

1 工事名称

大阪市河川情報システム機能追加工事

2 契約の相手方

坂下電工(有)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市河川情報システムの機能追加工事を行うものである。

本システムは、監視局（クラウドサーバー）と大阪市内河川に設置しているカメラ設備（水位計含む）で構成され、現地の水位、カメラ映像データを監視局に収集し、遠隔で監視を行うもので、河川の状況を早期に把握し河川氾濫等災害に備え水防体制の円滑化を図っている重要なシステムである。

現在非公開としているが、防災の観点から市民に公開することで市民が自発的に河川の情報を取得し河川氾濫等災害に備えるために一般公開機能追加を行うものである。

本システムについては、上記業者が独自の技術を用いて機器構築及びシステム設計・製作したものであり、システムの運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、既存設備とシステムの相互関係や製作者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

設計製作者である上記業者以外に施工をさせた際にトラブルが生じた場合は、責任の所在が不明確になるため、また防災の目的で整備したものでありシステムの健全な稼働を確保するためにも施工者には、本システムに対し一貫した責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事の施工に関し既存設備も含めシステムの責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 修繕名称

晴明丘公園ほか19公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、晴明丘公園ほか18公園に設置されているブランコのチェーン及び座板の損耗がみられることから吊り金具より下部の交換が必要であり、南加賀屋公園に設置されている幼児用ブランコの三又のボルト破損によるボルトの交換が必要であるため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所
(電話番号06-6691-7200)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンター吸収式冷温水ユニット修繕

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム関西支社

3 随意契約理由

吸収式冷温水ユニットは、気化・液化を繰り返すサイクルにより、空気の熱交換を行うための冷水又は温水を生成する、空調システムの一部である。

舞洲障がい者スポーツセンターでは、通常時は、光熱費が安価である、帯水層を利用したターボ冷凍機を主に使用して冷暖房を行っている。しかしながら、夏場など、ターボ冷凍機のみでの稼働では十分に空調管理ができない場合は、当該吸収式冷温水ユニットを稼働させている。

冷暖房運転が稼働しない場合、施設運営及びサービス提供に重大な影響を与えるおそれがあるため、年4回の点検を実施しているが、開館当初である平成9年度に設置されて以来、一度もオーバーホールを実施していない。予防的保全により、毎年部品交換などの修繕を実施している状況であるが、本体の老朽化が進行しているため、計画的にオーバーホールを実施する必要がある。

当該設備は、株式会社日立ビルシステムにて製造・設置したものである。この点、本修繕は、既存設備を一部残したオーバーホールにて対応することから、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠である。また、安全性や動作保証の観点で、他業者に施工させたことにより不具合等が発生し、設備機器が動作不良を起こした場合、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、株式会社日立ビルシステムのみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8049）

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第2住宅(1・2・5・6号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

西島東住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立長居プール昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、長居プールに設置されている昇降機設備について、改修工事を行うものである。

本設備は、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成 21 年 9 月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適應させるため、改修工事を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本工事は、本設備を構成する部品について改修するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本工事の施工にあたっては、製造事業者でなければ改修を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5146）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場、大阪市豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、荏原実業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）マコト電気

3 随意契約理由

本整備修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）堀場製作所は水・液体事業について、平成29年1月1日に（株）堀場アドバンスドテクノに事業承継されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）堀場アドバンスドテクノより修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区役所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、浪速区役所に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは浪速区役所の来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知れない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕

2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内のP1階共通会議室、地下1階第1共通会議室に設置している照明器具の安定器とソケットを取り替え、照明器具のLED化を行うものである。

また、1階西側玄関ホール照明用調光装置の修繕を行い設備の性能維持を図るものである。

当該場所に設置している照明器具、調光装置はパナソニック(株)(旧：松下電工(株))が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能、作動状態、耐寿命等を保証することができない。

なお、保守点検・整備・修繕業務については、連結子会社であるパナソニックEWエンジニアリング(株)が担う体制となっている。

以上のことから本修繕を唯一実施することができるパナソニックEWエンジニアリング(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール外 1 施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、住吉スポーツセンター・屋内プール及び中央屋内プールに設置されている昇降機設備について、改修工事を行うものである。

本設備は、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成 21 年 9 月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適応させるため、改修工事を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本工事は、本設備を構成する部品について改修するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本工事の履行にあたっては、製造事業者でなければ改修を行うことは不可能である。

また、中央屋内プールに設置されている昇降機設備はシンドラエレータ(株)製であるが、シンドラエレータ(株)は既に日本での事業を撤退しており、保守・修繕及び改修等の事業を日本オーチス・エレベータ(株)に譲渡している。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立クラフトパーク昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

株式会社 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立クラフトパークに設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、日本碍子（株）は、当該排水処理設備に関する事業を平成20年4月にメタウォーター（株）に事業承継されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称：令和7年度 平野下水処理場汚泥脱水機電気設備改良工事

2 契約相手方：東芝インフラテクノサービス株式会社

3 随意契約理由： 平野下水処理場汚泥脱水機電気設備は、下水処理過程で発生する汚泥を脱水し減量するための設備である。

本工事を実施する、汚泥脱水機電気設備は供用後13年経過しており劣化に伴う不具合が発生している。令和10年度に計画している汚泥脱水機電気設備の改築更新まで性能を維持する必要があるため、電気設備の改良を行う。

本工事で改良する機器は、株式会社東芝が設計・製作・施工したもので、改良の当たっては一貫したシステム構成を熟知し、改良に伴う機器の取替を製作当初の設計の基づき制作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続させる必要がある。

また、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

よって、当初設計製作した株式会社東芝は電気・計装制御システム製品の改良工事を、業務移管している東芝インフラテクノサービス株式会社と契約し締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系オゾン設備改良に伴う既設浄水管理設備その他改造工事

2 契約の相手方

株式会社日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場オゾン設備改良に伴い柴島浄水場の既設浄水管理設備の改造を、長居配水場監視制御設備改良に伴い柴島浄水場の既設配水管理設備2の改造を、庭窪浄水場分館受配電設備改良、庭窪浄水場1系ろ過池複層化に伴い庭窪浄水場の既設監視制御設備の改造を行うものである。

当該設備は、株式会社日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である株式会社日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 修 繕 名 称 令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンター所内の電気設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時の電源を確保する発電設備であり、また、特別高圧受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場ろ過池流量調節弁外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場内にある3系ろ過池の各池の流出流量を調整する設備（流量調節弁）と、淀川と庭窪浄水場内の水位を調整している設備（制水扉）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、流量調節弁は（株）前澤エンジニアリングサービス、制水扉は（株）クボタがそれぞれ独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の制水扉にかかる整備修繕業務は、令和6年4月1日より（株）クボタから（株）前澤エンジニアリングサービスへ移管されている。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、（株）前澤エンジニアリングサービスのみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06 - 6907 - 4473）

随意契約理由書

1 修 繕 名 称 令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契 約 相 手 方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視するために重要な役割を持つ設備である。排ガス測定装置は、日常運転における正確性と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、測定、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行い、排ガス測定装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している排ガス測定装置の修繕業務の唯一の代理店である(株)マコト電気のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島ジェイテクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場内にある凝集沈でん池で発生する汚泥の処理を行う排水処理設備のうち、点検整備基準の周期を超えている設備を整備修繕し、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島JFEアクアソリューション（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、月島JFEアクアソリューション（株）より修繕業務を移管されている月島ジェイテクノメンテサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎可変風量制御装置（VAV）修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において、室内に空気を供給するためのダクトに設置している可変風量制御装置が故障しているので部品の交換を行い、機能の回復を行うものである。

本庁舎の可変風量制御装置は、新晃工業（株）の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業（株）より空気調和設備の機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス（株）のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

東成区役所吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本業務は、東成区役所別棟2階の吸収式冷温水機の修繕業務を行うものである。

吸収式冷温水機については、現在、整備工事後12年経過し、各部品の経年劣化による異常発生により一時使用不可になるなど、早急に部品更新を行う必要が生じている。

本業務の施工にあたっては、川重冷熱工業（株）が独自の技術により設計・製作した機器や設備で、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所総務課（電話番号：06-6977-9848）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立天王寺スポーツセンター・真田山プール昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立天王寺スポーツセンター・真田山プールに設置されている昇降機設備について、改修工事を行うものである。

本設備は、設置後 27 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成 21 年 9 月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適合させるため、改修工事を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本工事は、本設備を構成する部品について改修するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本工事の施工にあたっては、製造事業者でなければ改修を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

港区役所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、港区役所に設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターへ更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知れない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 泉尾配水場外1か所無停電電源設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、泉尾配水場に設置している制御用無停電電源設備及び小水力用無停電電源設備並びに住之江配水場に設置している無停電電源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している1・2・3系中・後オゾン設備、及び中オゾン接触池上屋内に設置している1・2・3系中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

オゾン設備については（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は昭和62年5月にサービス部門を分離して、東芝インフラテクノサービス（株）を設立し、点検業務及び修繕業務を移管しており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラテクノサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

浪速消防署ほか2か所非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている消防署等の非常用発電設備（以下「当該設備」という。）の修繕を行うものである。

当該設備は、製造業者が独自に設計・製造したものであり、本修繕を行うためには、当該設備の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術が必要である。

各消防署設置の非常用発電設備は、製造業者（ヤンマーディーゼル株式会社）が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は当該設備の補修及び維持管理について製造業者から事業移管されていることから、当該設備の修理に必要な独自の知識や技術を保有しており、本件修理を行うことができる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を保持させる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

ヤンマーディーゼル株式会社（2002年7月 ヤンマー株式会社に社名変更）

ヤンマー株式会社（2020年4月 組織再編により分社化）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備） （電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和7年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生する脱水ケーキやスラグを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると熔融炉設備への汚泥供給ができなくなるなど、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より、天井クレーン設備の全般業務について業務継承された(株)日立プラントメカニクスと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

夢洲駅南東出入口床面等防滑工事（緊急）

2 契約相手方

株式会社ステップソリューション

3 随意契約理由

夢洲駅南東出入口（以下「駅施設」）は万博後には夢洲国際観光拠点の玄関口としての役割を担うデザインとして、風が通り抜けられるよう開口部を設けた膜屋根構造に決定し、本市の発注により、令和7年2月28日に工事完成した。

しかし、膜屋根構造については、開口部より雨水が吹き込まないよう屋根の大きさを計算し設計しているものであるが、想定以上に風の勢いが強い日には雨水が駅施設内に吹き込み、床や階段に水が溜まり、滑りやすい状況が多々発生していることが駅施設の維持管理を行っている Osaka Metro からの報告で発覚した。

そのような中、4月下旬以降乗客転倒事故が相次ぎ発生し、中には出血による救急搬送もされたことから、Osaka Metro が維持管理の一環として滑り止め加工の施工を行ったものの、抜本的な対策ではないため、駅施設利用者の生命の安全安心を確保する観点から、施設所有者として至急床面の滑り止め等の対策を行うよう、Osaka Metro より本市に要請された。

駅施設は、国土交通省が規定している「建築設計標準」において建築物の床面における「滑り抵抗値」を満足するよう設計しているものの、雨水が吹き込み、転倒事故が頻発している状況をふまえると抜本的な対策が必要な状況である。

駅施設は、4月に大阪・関西万博が開幕して以降、鉄道を利用する来場者の割合が想定以上に多く、混雑状況が続いており、今後さらなる来場者の増加が見込まれるなか、これらの対策を緊急かつ確実に実施しなければ、転倒者自身の怪我のみに留まらず、混雑した空間において転倒者が連鎖すれば重大な事故に繋がり、施設所有者としての責任が問われる恐れもあるため、こうした重大事故を発生させる要因を早急に対策し、一刻も早く安全性を確保することが必要不可欠である。

なお、本件工事については、万博期間中であることや Osaka Metro からの要請もふまえ、終電後から始発前までの夜間施工となり、また進捗状況に応じて Osaka Metro と調整が必要な特殊な状況下での工事であることから、同様の条件および工事について、施工実績のある業者を Osaka Metro と協議のもと選定し、令和7年7月4日まで夢洲駅内部における床面等防滑工事を施工していた株式会社ステップソリューションと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 保全監理課（建築担当）（電話番号 06-6615-7811）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和7年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプである。舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である大平洋機工(株)から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)クボタより下水処理設備の修繕を移管されているクボタ環境エンジニアリング(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場凝集沈でん池機械設備整備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場凝集沈でん池に設置されている機械設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業承継されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学(株)

3 随意契約理由

本修繕は、浄水処理技術の調査・研究を実施する目的で、柴島浄水場構内に設置している最適先端処理技術実験施設内の各種プラント設備の機能回復を図るものである。

本修繕に際しては、総合的な最適先端処理技術実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのかの原因の特定が困難となり、ひいては責任の所在が不明確になることから、保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、当該実験施設の設計製作を行った理水化学(株)が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2356）

随意契約理由書

1 修繕名称

城北川大川口水門No. 1開閉装置修繕

2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

3 随意契約理由

城北川大川口水門は、洪水時に寝屋川から城北川へ流水を分流し、寝屋川及び城北川周辺地域の治水を目的として設置された。また、大川口水門は城北川において、寝屋川口水門との連携操作により、大川の上質な水を導入することによって水が滞留することを防ぎ、水質浄化機能の役割も担っている。

本修繕は、大川口水門における老朽化した開閉装置の修繕を行うものである。

開閉装置は、阪神動力機械(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、阪神動力機械(株)から水門設備用機器の修繕業務を移管されている阪神テクノサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 中浜流注場浄化槽汚泥用し渣分離機ほか修繕

2 契約相手方

大機工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している、浄化槽汚泥用し渣分離機及びスクリープレス式脱水機等の劣化摩耗部品の取替等の整備を行なうものである。

当該し渣分離機及びスクリープレス式脱水機は大機工業（株）が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる部品交換ではなく、スクリー刃肉盛調整溶接による刃部とケーシング間の隙間調整等が必要であり、この調整結果によって処理能力に影響を及ぼすことから、し渣分離機及びスクリープレス式脱水機等の特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行わなければならない。また、修繕箇所は、既存設備と密接不可分の関係にあり、製造会社以外が作業を行うと、既存設備等に著しい支障をきたす可能性があるため、当該設備を製造した大機工業（株）以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、修繕後における当該機器の性能に対して保証ができないことから、本修繕に対し一貫して責任を持たせることができる事業者は大機工業（株）のみである。

以上のことから大機工業（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号 06-6630-3328）

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契 約 相 手 方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼動させるために重要な役割を持つ設備である。

低圧電気設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備及び監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、低圧電気設備及び計装設備並びに監視制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称

令和7年度 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕

2 契 約 相 手 方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随 意 契 約 理 由

今回修繕する送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備が正常に運転するのを監視するための重要な設備であり、日常運転における高い信頼性を維持するため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、製造物責任の所在を明確にする観点から修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪港咲洲トンネル避難通路用換気設備修繕

2. 契約の相手方

株式会社 I H I 回転機械エンジニアリング

3. 随意契約理由

本修繕は、大阪港咲洲トンネルの避難通路を換気するために南港換気所と港区側換気所に設置している 2 基の換気設備について分解整備し、消耗品などの部品交換、ファンのバランス調整、試運転確認などを行うものである。

本設備は上記業者の独自の技術により設計・製造されたものであり、本設備を設計・製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、既存設備と密接不可分の関係にあり、上記業者が修繕することにより、修繕後の本設備の性能、作動状態、安全性に対して一貫して責任を持たせることができる。

以上のことから、本修繕を行えるのは上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪港湾局施設管理部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備補修工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、各現場に端末局（62 局）を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行うものである。

本工事は、端末局が設置されている建築物の建替えに伴う端末局の再設置及び試験調整並びに使用状況等に合わせたプログラムの変更を行うものである。

本設備は横河ソリューションサービス（株）がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを行い、以後の保守も一貫して行っている。本設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができない。また、システム運用における機能や信頼性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

よって、本工事を行えるのは横河ソリューションサービス（株）のみであり、責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9091）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 : 令和 7 年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方 : (株) 東芝

3 随意契約理由 : 本工事は、津守下水処理場における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株) 東芝が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、(株) 東芝と契約締結するものである。

4 根拠法令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署 : 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7894)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

道頓堀川水門マイターゲート洗浄装置修繕

2 契約の相手方

カナデビア(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満によって変動する河川水位を一定に制御し、船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」を備えた施設である。

本修繕は、道頓堀川水門のマイターゲートの開閉時に、堆積物やゴミなどの支障物を水流にて除去する洗浄装置が、老朽化に伴う機能の低下により運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

道頓堀川水門の扉体は、日立造船㈱の独自技術により設計・製作された装置であり、水門を構成する各装置や機器・部品は、他社から調達することができない。また、当該水門の構造を十分に熟知し、装置機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事を施工できる業者は、日立造船(株)のみである。

なお、日立造船㈱は令和6年10月1日よりカナデビア㈱に社名変更を行っている。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

電話 06-6615-6663

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称：

令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ設備修繕

2 契約相手方：

兵神装備(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計及び製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場場内 ITV カメラ修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市豊野浄水場に設置している場内 ITV カメラの修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は、当該設備の事業を東芝インフラシステムズ（株）に事業承継した後、東芝インフラテクノサービス（株）に事業承継されている。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、（株）東芝から事業承継した、東芝インフラテクノサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（ATC～緑道間）1号機外昇降機設備更新工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、咲洲ペDESTリアンデッキ（ATC～緑道間）に設置している2基のエスカレーターの更新及び、咲洲ペDESTリアンデッキ（大阪府咲洲庁舎～ATC間）並びに咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモスクウェア駅前）に設置している合計3基の油圧式エレベーターをマシンルームレス型ロープ式エレベーターへ更新を行うものである。

対象となる施設は市民利用施設であるため、昇降機の停止期間を短くし、市民への影響を最小限にすることが求められている。既存昇降機設備の一部を再利用することで、はつり工事等を省くことにより停止期間を短くすることができ、騒音対策も可能となる。

既存昇降機設備を安全に再利用するには、既存昇降機の設備状況等を熟知した業者でなければ再利用することは不可能である。また、製造・施工した業者でなければ、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

上記業者は、当該設備を製造・施工した株式会社日立製作所から事業譲渡を受けて以降、現在に至るまで同設備の保守点検を行い現場の状況等に精通していて、責任施工の一元化が図ることのできる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局施設管理部設備課（電気）（電話番号 06-6568-9091）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊野浄水場特別高圧受変電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、大阪市豊野浄水場に設置している特別高圧受変電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 異配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本整備修繕は、異配水場に設置している配水ポンプ設備及び大阪市庭窪浄水場に設置している取水ポンプ設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

、 随意契約理由書

1 案件名称

旭区老人福祉センター他2施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本工事は、旭区老人福祉センター他2施設に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎非常放送設備修繕

2 契約の相手方

ジャトー(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内に設置している非常放送設備の内蔵部品が経年劣化により不良となっており、各種部品の取り替えを行い機能回復を行うものである。

本庁舎に設置している非常放送設備はジャトー(株)が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能、作動状態、耐寿命等を保証することができない。

以上のことから本修繕を唯一実施することができるジャトー(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立こども文化センター空調自動制御盤その他修繕

2 契約相手方

ジョンソンコントロールズ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

こども文化センターは、舞台を活かした芸術文化の事業を中心に、本物の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通して、こどもに感動を与え、豊かな感性と創造性を育むことによりこどもの健全育成を図ることを目的とし、ホールにおける鑑賞・発表事業や諸室を活用した創造事業など、こどもの文化の振興に関する事業を実施している。

本件は、こども文化センターに設置されている空調設備（以下、「本設備」という。）の一部の修繕を行うものである。

本設備について、施設全体で3系統のエアハンドリングユニット（舞台系統AHU-1、客席系統AHU-2、施設全体の共用系統AHU-3）が存在し、それらを施設の事務所に設置されている空調自動制御盤（中央監視装置）で制御を行っている。

このうち、客席系統AHU-2において、空調自動制御盤との通信が途絶する現象が起き、調査の結果、空調自動制御盤の通信モジュール機器等の故障が確認された。

本設備のうち、空調自動制御盤及び通信モジュール、AHUを制御するための自動制御機器は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、本設備設置当初より同者において保守点検を行っている。現在は当該事業者による応急処置にてかろうじて復旧している状況であるが、他の2系統においても同様の現象が起こる可能性があり、放置すると空調自動制御盤上で、施設全体の空調、熱源等の監視、異常（警報）確認不可、温度湿度の制御や冷暖房切替えができなくなる恐れがある。これにより、施設利用者は快適な環境での利用が困難となり、場合によっては健康被害の可能性も考えられ、安心・安全な施設運営に影響を及ぼす可能性がある。そのため、今回本設備の修繕を実施するものであるが、それにあたっては、既存設備の一部を存置したうえで、機器更新が必要な部分の修繕となるため、既存設備の現状を把握し規格等を熟知した知識が必要となる。

また、本修繕は共用部の既設設備を含めた設備全体の調整を行わなければ施工することができず、施工責任の一元化も図る必要がある。

上記の理由から、本件修繕の当該部分のすべてがジョンソンコントロールズ株式会社製であり、かつ本設備の保守点検を実施しているジョンソンコントロールズ株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ（電話番号 06-6684-9441）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊野浄水場外1か所酸注入設備整備修繕

2 契約の相手方

カナデビア（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市豊野浄水場及び大阪市柴島浄水場に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の事業は、アタカ大機（株）より、カナデビア（株）（旧日立造船（株））に事業承継されており、本修繕を実施することのできる業者は、カナデビア（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならない、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンター昇降機制御盤改修工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム関西支社

3 随意契約理由

舞洲障がい者スポーツセンターに設置されている5機のエレベーターのうち、1機の制御盤内において、微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）の混入可能性が否定できない低圧コンデンサがあることが判明した。PCBは人体への毒性が強く、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」により令和9年3月31日までの処分期日が定められている。

望ましくは低圧コンデンサの早期処分に向けて、当該コンデンサのみの取替を行いたいところであるが、業者による現地調査により、コンデンサの取替によって交換が必要となる部品の生産が終了している等の理由により、コンデンサのみの部分的な取替が不可であることが判明した。同型エレベーターの製造中止により、今後交換部品の調達が困難となるおそれもあることから、今般、制御盤自体の交換を含めたエレベーターの制御リニューアルを実施する。

当該エレベーターの設置、メンテナンス、リニューアル等は株式会社日立ビルシステムが行っている。本改修は現行設備を部分的にリニューアルするものであり、現行設備がそのまま使用されるエレベーターのかご部分とリニューアルされる制御部の整合を保持する必要があることから設置者のみが有する知識及び技術が不可欠である。また、安全性や動作保証の観点から、他業者では施工により不具合等が生じた場合への対応が困難である。

以上の理由により、本改修を実施できるのは株式会社日立ビルシステムのみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8049）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局ATC庁舎事務室入退室管理設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

入退室管理設備は、職務上、当局が保有する各行政情報の秘密保持を目的として、部外者の執務室内への入室制限のため導入したものである。

今回、当該設備の消耗品である停電保障電池、電源 I/F 基盤、カードリーダーの経年劣化による設備の不具合を防止するため、部品の取替えを行う。

なお、本設備はパナソニック EW エンジニアリング株式会社が設計製作したものであり、取替え部品は他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課(電話番号:06-6615-6887)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所地下駐車場機械装置修繕

2 契約相手方

日信電子サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、利用車両の安全性や円滑な出入庫を保持するために、経年劣化が進行している設備機器の取替修繕を行うものである。

本設備は、日本信号（株）が設計・製作を行ったもので、既設設備に適合する機器を製作できるのは同社のみであり、他社製品との互換性がないため、同社が保有する機器及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、製作会社である日本信号（株）とメンテナンス業務を提携している唯一の業者である日信電子サービス（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号06-6715-9625）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和7年度 舞洲スラッジセンター各種ポンプ外修繕

2 契約相手方：

(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕するポンプは、舞洲スラッジセンターに設置されている消防・空調設備用給水ポンプ、脱水機室用送排風機及び溶融炉室用送排風機の回転部品等が、長時間の運転により機能が低下していることから、信頼性を回復するため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)荏原製作所と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備整備修繕

2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場及び柴島浄水場上系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月からJFEエンジニアリング(株)へ事業継承されており、また、JFEエンジニアリング(株)の国内水エンジニアリング事業部門は、令和5年10月1日から月島JFEアクアソリューション(株)へ事業統合されている。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、月島JFEアクアソリューション(株)より修繕業務を移管されている月島ジェイアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(電話番号 06-6907-4473)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 工 事 名 称 : 弁天抽水所 No. 2 雨水ポンプ設備工事
- 2 契約の相手方 : (株) 日立インダストリアルプロダクツ
- 3 随意契約理由 : 本抽水所は、猫間川抽水所排水区域のうち桑津・勝山・細工谷・鶴橋の各溢流口より平野川に排水していた区域を受け持つポンプ場施設であり、今回工事する No. 2 雨水ポンプは弁天抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。

本設備は、設置後 44 年が経過し、ポンプ本体（ケーシング）は健全であるものの、ポンプの構成機器である電動機及びポンプ本体内部の主要部品が老朽化により、運転に支障をきたすおそれがあるため、電動機の更新及びポンプ内の主要部品の取替などを行い、ポンプ設備の機能回復及び機器の信頼性の向上を図る。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である(株) 日立製作所の吸収分割継承会社である、(株) 日立インダストリアルプロダクツのみである。
- 4 根 拠 法 令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
- 5 担 当 部 署 : 建設局下水道部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）管理棟非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、国際見本市会場（インテックス大阪）管理棟に設置された非常用発電設備の劣化した各種部品の交換を行うものである。

本設備は、常用電源が災害等により停電した際に、消防用設備等の正常な動作を維持するために電力を供給する役割を担っている。

設備の機器構造、材質、部品の形状や規格、制御方法等は、製造元であるヤンマーエネルギーシステム(株)が独自に設計したものであり、その技術情報は同社のみが保有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であり、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのは、上記業者のみであることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 立地交流推進部 国際担当（電話番号 06-6615-3741）